

防犯カメラ設置方針について

三条市市民部環境課
令和4年2月28日

1 設置の概要

(1) 趣旨

- 市民の安全安心を確保するため、必要な箇所に防犯カメラを設置するもの
- 三条市における不審者情報及び犯罪発生状況などを踏まえ、設置箇所を選定

(2) 防犯カメラに期待する効果

- ① 犯罪抑止効果
- ② 記録した映像の確認による犯罪等の解決の円滑化

(3) 設置計画

- ・ 小学生が日常的に通る通学路を優先して設置
- ・ 通学路の設置が完了したら、自転車盗難対策等のため駅の駐輪場などにも設置することも検討

(4) 設置箇所数

【令和4～6年度】

- 各校につき6台を設置（2台／年）
- 不審者事案が多く発生している地域を5校選定し、追加で3台／年を設置
↳ 一ノ木戸小学校、嵐南小学校、裏館小学校、井栗小学校、大崎学園
（H30～R2に不審者事案が4件以上発生している小学校区）
- 西鱒田小学校については、特殊事情により2台加配する（計8台設置）

計165台

※現時点では効果をあげるのに十分な設置数であると考えますが、その後の事件発生等の状況に応じて見直す。

(5) 箇所選定方法（令和4～6年度）

- 令和3年8月上旬に各校へ依頼（小学校及び大崎学園20校 **計161箇所に設置要望有**）
- 市環境課が要望箇所を現地調査後、教育委員会、警察と協議し、設置箇所案を作成

通学路における防犯カメラ設置場所の基準

- (1) 子どもが一人になった時に周囲の目（人や車通り）が届きにくかったり、路上に死角があり、犯罪が起きたとしても外から見えにくい。
- (2) 付近に助けを求められるような住宅等が少ない。
- (3) 歩道と車道が区分されておらず、不審者が車で近寄って来た場合に子どもに近寄りやすい。
- (4) 付近に連れ込まれそうな場所がある。
- (5) 近年、不審者事案が多発している。

(6) 防犯カメラ設置台数（学校別） 資料No.2-2のとおり

(7) 防犯カメラ設置場所（20校通学路図） 資料No.2-3のとおり 【三条市情報公開条例第8条第4項に基づき非公開】

2 機器の概要

現時点で想定している機器は下記のとおり
(前回協議会で報告した一般工事でのwifi対応機器の設置は、費用が高額のため、より安価な有線式を想定した。)

No.	項目	内容
1	機器代及び設置費	設置費用込みで1台当たり275千円(税込)(参考メーカー:AXIS製、有線式) 【参考】wifi対応機器(KINGS製):462千円(税込)
2	設置方法・場所	通学路上の東北電力かNTTの電柱に共架
3	映像の確認方法 ・費用	・専門業者に委託し、当該カメラに内蔵されているSDカードを回収してもらい、提供を受ける。 (取り出すたびに別のSDカードと入替え) ・録画データ提供:(20台以上設置の場合)6,600円/回・台(税込) ・事件の緊急性により、同時に多数のカメラを確認する必要が生じた場合の提供費用は別途精査中
4	維持管理費	定期点検2.8万円/年・台(税込)(電柱共架料込み、5年間の安心保障パック付き) *基本的に設置と維持管理がセットのサービスとなる。
5	設置表示看板	基本は機器とパッケージで設置
6	グレード	機器のグレードは一般的なものと見られる。 (グレードにより、Wifiの有無とそれによる画像の確認の容易さ、夜間記録画像の視認性、機器の耐久性が異なる。)
7	発注	設置計画の作成、共架申請、設置含む一括委託 (財務規則第150条第三項第2号に基づく随意契約)
8	雪仕様	・電熱ヒーターつき ・カメラが箱(筒)型のため、吹雪などにより雪がレンズに付着する可能性がある。
9	広角	115度(ほぼ人間の視界と同じ)
10	記録時間	・1か月(256GB)又は2週間(容量を下げることは可能) ・電柱上に設置してあるカメラ内のSDカードに保存され、カードの容量により1か月又は2週間で自動的に上書きされる。

3 個人情報取扱いについて

(1) 防犯カメラによる個人情報（録画データ）の収集

個人情報保護条例に定める本人収集の原則の例外となることから、令和4年1月6日に三条市情報公開・個人情報保護制度審議会に諮問し、妥当である旨の答申を得た。

【参考】三条市個人情報保護条例（抄）

（収集の制限）第7条

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当して収集するときは、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、公務上必要があると実施機関が認めるとき。

(2) 個人情報へのアクセス

ア アクセスできる者

市長部局、三条市教育委員会事務局、三条市内の小学校、中学校及び義務教育学校の職員のうち市長が指定したもの

イ アクセス方法

電柱等に設置した防犯カメラから、画像が記録されたSDカードを取り出し、個別に設定したIDとパスワードでログインする専用のパソコンでSDカードを読み取り、画像ファイルにアクセスする。

アクセスできるのは、当該業務に携わる一部の職員に限定して行う。

(3) 防犯カメラの画像の取扱い

市が設置し管理する防犯カメラにより撮影、記録される画像の取扱いについて、個人情報を保護する観点から、「新潟県防犯カメラの設置及び利用に関する指針」（P8,9）を参考に市の運営要領を定め、適正に取り扱う。

(4) 外部に提供する主な個人情報

ア 防犯カメラにより記録した画像は、犯罪等の解決の円滑化のため、警察から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合に必要な個人情報を警察に提供する

イ 取り出したSDカード内に保存されているデータについて、原則、市としては別のメディアにはコピーせず、警察からカードが返却されたら、カード容量上の保存期間終了後に市がSDカード内の画像を消去する。

(5) 本人画像の個人情報開示請求の取扱い

画像による情報は、特定の個人を識別するという観点では、画面上の容ぼう・姿勢等の外見上の情報による判断に頼らざるを得ず、文字情報と比較し、個人識別の完全性が高いとはいえない。

実施機関は、本人又は三条市個人情報保護条例第14条第2項若しくは第3項で開示請求を認められた者（以下「本人等」という。）から、本人が撮影、記録された画像の開示請求があったときは、誤って本人以外の個人の画像を開示し第三者の利益若しくはプライバシーを損なうことのないよう、他の情報と照合するなど慎重に取り扱うこととする。

4 設置スケジュール

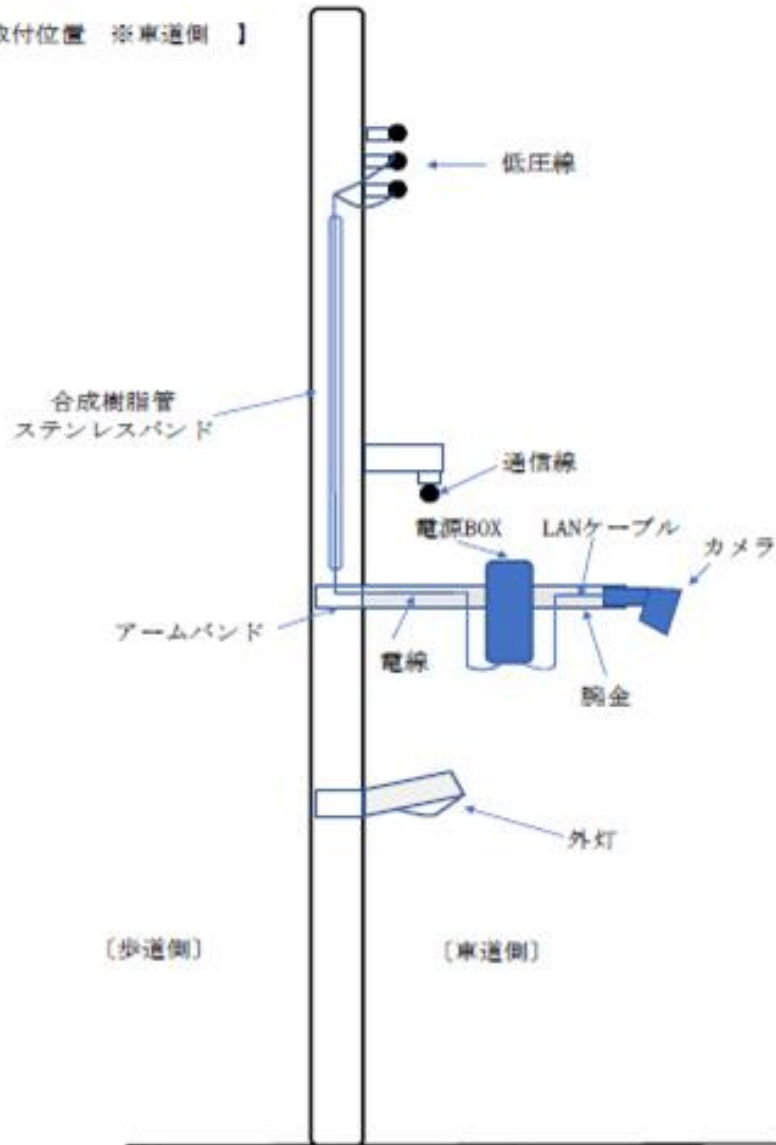
令和4年2月28日時点

内容	R3 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月		
第一回安全・安心なまちづくり推進協議会	● 7月30日																					
設置方針・具体の設置箇所の検討、予算要求案の確定	←						● 市内部協議															
教育委員会、警察との調整			←																			
学校、自治会との再調整					←																	
三条市情報公開・個人情報保護制度審議会							● 1月6日															
第二回安全・安心なまちづくり推進協議会（書面）								● 2月28日														
具体の設置方法の検討									←													
県の補助金(※)申請																						
発注																						
設置委託（6か月程度）																						
市の防犯カメラ運営要領の検討、策定																						
運用開始 （令和4年度設置分）																						
																						● 2月中下旬目途

※ 新潟県「地域の防犯力向上推進事業」補助金の交付決定後に発注するため、設置完了が2月中旬頃となる。

【設置イメージ図】

【取付位置 ※車道側】



【設置・撮影事例】



特定の住宅が映らないよう設置に配慮しますが、場所の都合上やむを得ず映る場合には、画面上の必要な箇所にはぼかしを入れるなどの調整が可能であるため、実際にカメラを設置する際に必要に応じて地先関係者と調整

下記「新潟県防犯カメラの設置及び利用に関する指針」を参考に、三条市の防犯カメラ運営要領を定める。

【参考】防犯カメラの設置及び利用に関する指針（平成18年4月12日）

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項の規定に基づき、犯罪の防止を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 防犯カメラを設置し、または利用する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの犯罪の防止への有用性と県民等の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に、その設置及び利用に関し運用するものとする。

(2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

(1) 防犯カメラ

この指針は、次に掲げる公共の場所を撮影する防犯カメラを対象とする。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ 海岸

オ 河川

カ 鉄道の駅の自由通路

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

4 管理体制

(1) 管理責任者等の設置

設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を設置する。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するものとする。

5 防犯カメラの適正な設置

(1) 設置の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

(2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

【参考】防犯カメラの設置及び利用に関する指針（平成18年4月12日）（続き）

6 画像の適正な取扱

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの適正な設置に関すること

ウ 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の利用等の制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る次の事項に関すること

(ア) 画像の保存期間及び消去

(イ) 画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(6) 取扱の周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱について、周知徹底を図るものとする。

7 その他

この指針で規定された以外の不特定多数の者が出入りする公が管理する公共施設に防犯カメラを設置する場合においては、この指針の趣旨に則り、管理運用の基準等を策定するものとする。